

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

- ・ 「種別割」、「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に変更する。

（該当規定・様式）

第4条の2、第20条、第21条、第23条、第24条、第32条及び第32条の2並びに第4号様式（その3）、第4号の2様式、第10号の7様式、第19号、第20号、第21号第23号様式、第36号様式及び第38号の2様式

- ・ 第32条第1項第10号の7根拠法規中、「法第463条の23」を「法第456条」に変更する。

2 改正の理由

環境性能割の廃止による地方税法等の改正に伴い、規定や様式を整備する必要があるため。

3 規則の施行日

令和8年4月1日